指名停止調書

業者番号	業者名	業種	指名停止の期間			指名停止理由	清須市要領 適用条項
			月数	自	至		
9899-1 20004054-1	新明和工業株式会社 流体事業部営業本部 中部支店	電気 ｜ 機械器具設置 ｜ 自動車・自転車 ｜ 機械・器具 ｜ 建物等各種施設管理	２４か月	令和7年11月1日	令和9年10月31日	公正取引委員会は、令和７年９月２４日に、特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、極東開発工業株式会社に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。また、新明和工業株式会社に対して、違反行為の認定を行った。 したがって、本市の入札参加資格を有する極東開発工業株式会社及び新明和工業株式会社流体事業部営業本部中部支店に対し、契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行う。	措置規程第３条第１項（別表第３－（１）） 第５条第２項第３号
10000123-1	日本交通技術株式会社 名古屋支店	一般測量 ｜ 建設コンサル	１４か月	令和8年2月1日	令和9年3月31日	公正取引委員会は、令和７年１２月１９日に、愛知県を含む特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検等業務において、独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、違反事業者６者を公表するとともに、うち５者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 したがって、本市の入札参加資格を有する日本交通技術株式会社名古屋支店を始め５者に対し、契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行う。	措置規程第３条第１項（別表第３－（１）） 措置規程第５条第２項第３号
10003236-1	丸栄調査設計株式会社 名古屋支店	一般測量 ｜ 航空写真測量 ｜ 建設コンサル ｜ 地質調査 ｜ 補償コンサル	１４か月	令和8年2月1日	令和9年3月31日		
330-1	日本ハイウエイ・サービス株式会社 名古屋支店	土木一式 ｜ とび・土工・コンクリート ｜ 石 ｜ 鋼構造物 ｜ ほ装 ｜ しゅんせつ ｜ 塗装 ｜ 造園 ｜ 水道施設	６．５か月	令和8年6月1日	令和8年12月16日	公正取引委員会は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務において、独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和８年４月22 日、違反事業者４者を公表するとともに排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。したがって、違反事業者４者のうち、本市の入札参加資格を有する日本ハイウエイ・サービス株式会社名古屋支店に対し、契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行う。	措置規程第３条第１項□別表第３－（１））

指名停止調書

業者番号	業者名	業種	指名停止の期間			指名停止理由	清須市要領 適用条項
			月数	自	至		
315-1 10000019-1	青葉工業株式会社 名古屋支店	土木一式 ｜ とび・土工・コンクリート ｜ 鋼構造物 ｜ 舗装 ｜ しゅんせつ ｜ 塗装 ｜ さく井 ｜ 水道施設 ｜ 建設コンサル ｜ 地質調査	６か月	令和8年8月1日	令和9年1月31日	公正取引委員会は、香川県発注の特定土木一式工事の入札参加業者が、独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和８年６月２５日、違反事業者を公表するとともに排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 したがって、違反事業者の内、本市の入札参加資格を有する青葉工業株式会社名古屋支店に対し、契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行う。	措置規程第３条第１項（別表第３（１））
20001147-0	株式会社愛知模型コンサルタント	映画等製作・広告・催事 ｜ 建物等各種施設管理 ｜ 特殊物品 ｜ 自動車・自転車 ｜ 看板・旗・標識・徽章 ｜ 寝具・室内装飾・家具	１か月	令和8年10月16日	令和8年11月15日	清須市発注の業務委託契約である「第５１回衆議院議員総選挙に係るポスター掲示場製作、設置、管理及び撤去業務」の仕様書内において、令和８年１月26日までに設置すべきポスター掲示板が設置されていない状況であったことが発覚した。このことは、清須市業務等委託契約約款第１条に基づく契約違反に該当する。 したがって、本契約の受託者である株式会社愛知模型コンサルタントに対し、契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行う。	措置規程第３条第１項（別表第１（４））
14197-1 10000019-1	建装工業株式会社 中部支店	土木一式 ｜ 建築一式 ｜ 塗装 ｜ 防水	１３か月	令和8年11月1日	令和9年11月30日	公正取引委員会は、特定リノシス大規模修繕工事において独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和８年９月２８日、違反事業者を公表するとともに排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 したがって、違反事業者の内、本市の入札参加資格を有する建装工業株式会社中部支店、シンヨー株式会社中部支店に対し、契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行う。	措置規程第３条第１項（別表第３（１））
14391-1	シンヨー株式会社 中部支店	建築一式 ｜ とび・土工・コンクリート ｜ 鋼構造物 ｜ 塗装 ｜ 防水	６．５か月	令和8年11月1日	令和9年5月15日		